

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和9年度要求額 1,850百万円（630百万円）】



「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロ、2035年度に60%、2040年度に73%削減を実現するとともに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくり、地域共生型再エネ事業創出等のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

（1）具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（2）地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

（3）地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

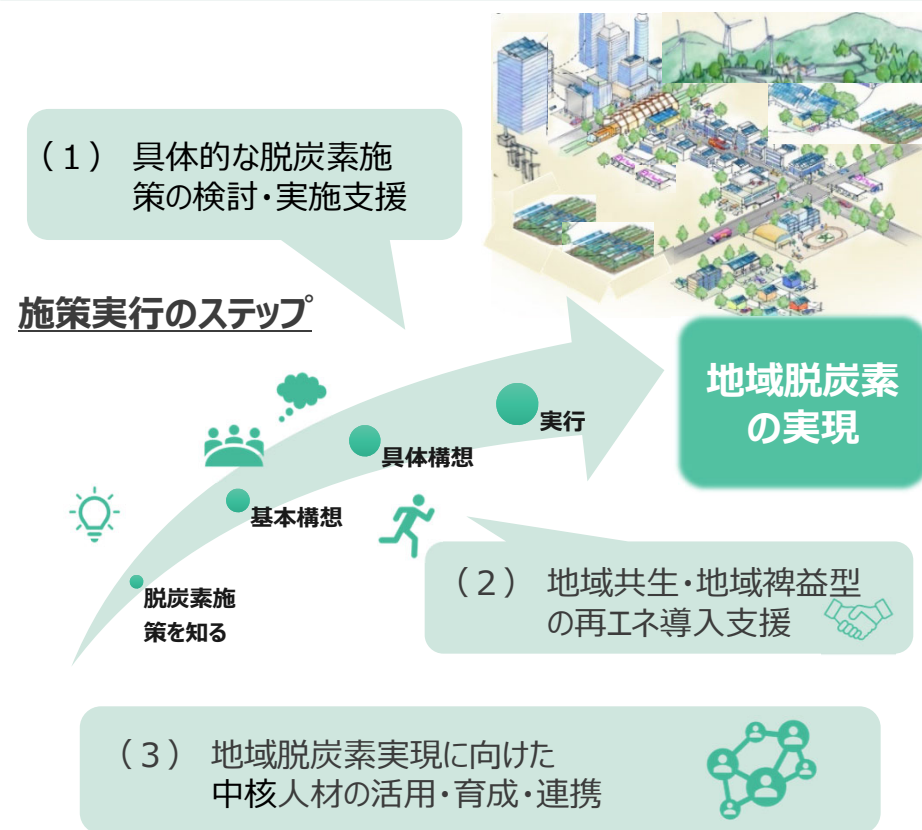
3. 事業スキーム

■事業形態：(1)① 間接補助事業(定率、上限設定あり)、(1)②③(2)(3) 委託事業

■補助・委託：(1)① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
(1)②③(2)(3) 民間事業者・団体等

■実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先：

(1)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

(2)環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

(3)環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

② 都道府県等を核とした地域脱炭素施策づくりに係る支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

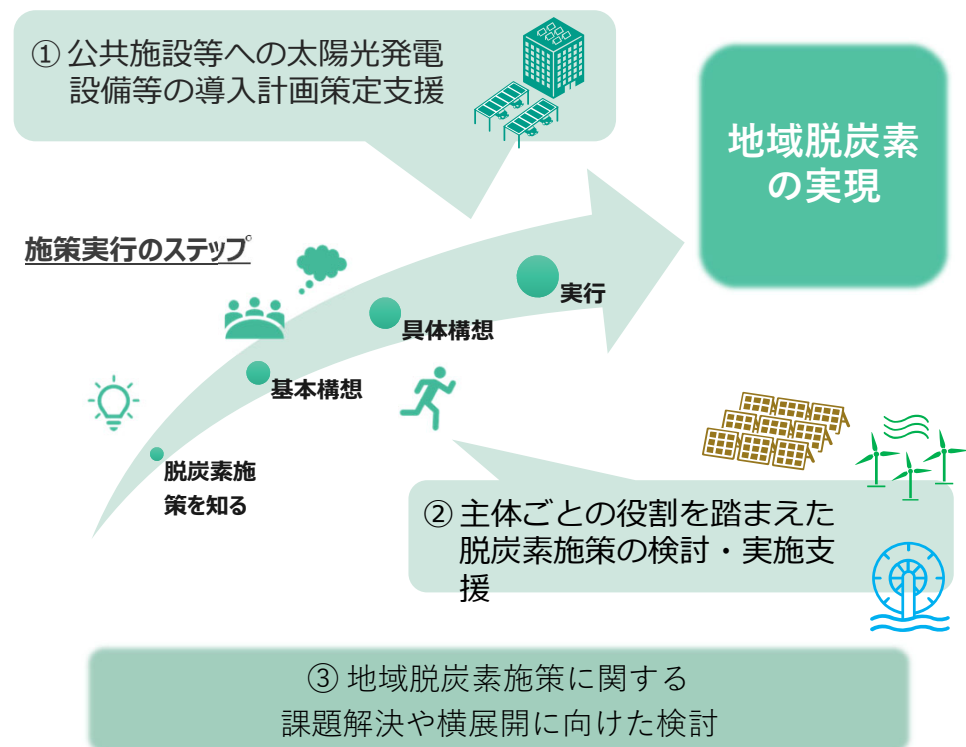
3. 事業スキーム

■ 事業形態：① 間接補助 1 / 2（上限1,000万円） ※対象施設数により上限1,500万円、②③ 委託事業

■ 補助・委託：① 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）、②③ 民間事業者・団体等

■ 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、理解醸成、地域主体の事業条件の整理等に係る実践例の創出を行います。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

2. 事業内容

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

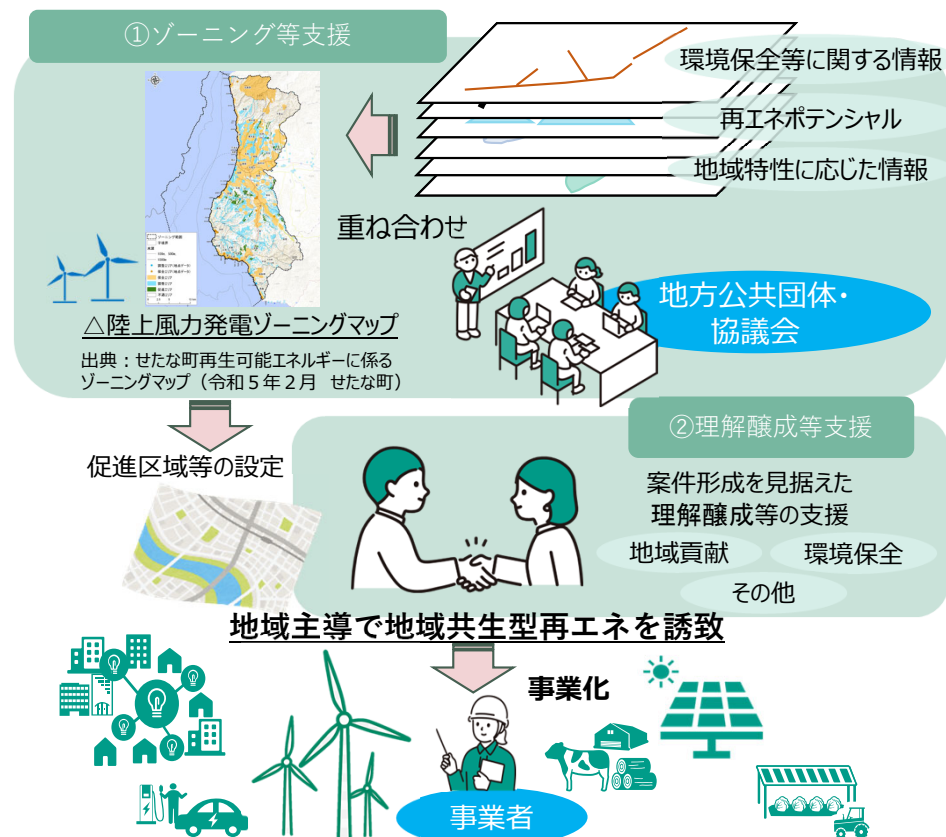
自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。その際、生成AIを用いた、地域にて管理・更新しやすいマップづくりも行う。

また、生物多様性・生態系の保全の観点から再エネの導入を原則として避けるべきとされたエリアにつき、自然共生サイトの認定に向け、重点的に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109、環境省大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8343、環境省自然環境局野生生物課 電話：03-5521-8353

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣することで脱炭素施策の実装・具体化に必要な中核人材を育成し、地域脱炭素を推進する。また、多様な相談を一元的に受け付ける全国相談窓口を設置し、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

②地域における中核人材育成研修

着任時に必要な基礎的なセミナーから事業化に必要な実践的な講座まで、段階に応じた支援メニューを提供し、地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の人材との相互学習関係の構築を行う。

③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うとともに、地域脱炭素を活用した地場産業の活性化を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 補助・委託：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和8年度～令和12年度

4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージetc.

<地域脱炭素取組のロードマップ>

初期段階から事業運営まで、幅広い段階に向けた支援メニューによる、地域脱炭素の取組の全方位的な人材育成を実施する。

特に、事業化のハードルが高いことから、アドバイザーや講座、イベントを通して、具体の事業化に対して重点的な支援を行う。

